

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号
手続名	特定非営利活動法人設立の認証の取消	根拠条項	特定非営利活動促進法第 13 条第 3 項 特定非営利活動促進法第 39 条第 2 項 特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項及び第 2 項
処 分 基 準	<p>未設定（事案ごとの裁量が大きいため）</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 （成立の時期等）</p> <p>第 13 条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から 6 月を経過しても第 1 項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>（合併の時期等）</p> <p>第 39 条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。</p> <p>2 第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定は前項の登記をした場合について、第 13 条第 3 項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。</p> <p>（設立の認証の取消し）</p> <p>第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>3 前 2 項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。</p> <p>4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。</p>		
対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	交付 機関
	県民協働課	県民協働課	目次